〈定期刊行物レビュー〉 2008年3月~5月

保 険

〇新型インフルエンザパンデミックの脅威と保険事業への影響(和野 嗣賢)

(損害保険研究 第70巻 第1号 2008.5: 損害保険事業研究所) 2003年に東アジアで発生した H5N1 鳥インフルエンザは、欧州、中近東を経てアフリカ大陸までその感染域を広げた。当初、H5N1 鳥インフルエンザウイルスは人には感染しないとされていたが、鶏から人への感染事例はすでに 300 件を超えており、死亡者も 200 人を超えている。

本稿では、主に、1918年から 1920年にかけて、わが国でも多数の死亡者を出したスペイン風邪の流行を参考として、新型インフルエンザが到来した場合に予想される事態を想定し、保険業界への影響についても推定している。

筆者は、民間生保、制度共済、簡易保険を含んだ生命保険事業に与える影響は非常に大きく、保険金(共済金)の総支払額は約5兆8,000億円を超える額になると試算し、また、損害保険事業に最も影響するのは労災総合保険であろうと推定している。それと同時に経済活動の停止による企業業績の落ち込み、および世界経済に与えるダメージも、サブプライムを大きく上回るものであろうとみている。

〇生保の企業価値とリスクの測り方(松平直之、森本祐司)

(週刊金融財政事情 2008.4.7:金融財政事情研究会)

本稿は、経済価値に基づく経営管理を取り入れたうえで、株主価値の増大と健全性維持の適正なバランスを考えることが、保険会社経営に重要であると解説したものである。生命保険を中心に論ぜられているが、損害保険においても医療保険を始めとして参考になる。

先ず、代表的な企業価値評価の手法である「エンベディット・バリュー」とこの欧州版を説明している。次に、欧州で導入予定の健全性基準である「ソルベンシーⅡ」や国際会計基準において、経済価値ベースの純資産とこの変動性をリスクとする「トータル・バランス・シート・アプローチ」という健全性の基準が採用される方向にあることを紹介している。最後に、相互会社や株式会社などの会社形態にかかわらず、日本でも、国際会計基準や新しい健全性基準が導入される前段から、経済価値ベースの経営管理を導入する必要性を説いている。

〇金融監督と利用者保護~財務局からの現場報告(北村 信)

(週刊金融財政事情 2008.5.5:金融財政事情研究会)

本稿は、金融行政の中心が不良債権問題への緊急対応の時期を脱し、利用者保護に 重点をおいた行政に舵が切られている中、少額短期保険業、金融商品取引業および貸 金業に関する金融監督の近況を報告したものである。 筆者である財務省 関東財務局 理財部長の北村 信 氏は、上記3業態の金融監督の うち、少額短期保険業の登録申請事務について、現場の第一線の状況を興味深く述べ ている。

そもそも、少額短期保険業者に関する規制については、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業を行っている特定保険業者、いわゆる無認可共済の急速かつ多様な拡大に対して、保険契約者保護等の観点から 2005 年に保険業法が改正され、その施行日から 2 年となる本年 3 月末までに保険業の免許または少額短期保険業の登録の申請をすればよいこととなっていた。

筆者の所属する関東財務局では、全国の特定保険業者のうち、約6割に相当する228の特定保険業者を所掌しており、この大量の登録申請からよく見受けられた問題点として、商品設計に対する十分な理解が不足していると思われる事例などを取り上げて説明している。

銀行

〇金融商品取引法施行と金融検査(天谷知子)

(金融 2008.5:全国銀行協会)

本稿は、今年 3 月 19 日に全銀協で開催した金融庁検査局総務課調査室長による講演の模様を掲載したものである。金商法の中でも金融検査に関係してくる適合性の原則について焦点を絞って行った講演となっている。

筆者は、金融検査のアプローチについては、金商法施行によっても変更はなく、顧客説明のあり方について各行が定めた内部規程がうまく機能しているかを苦情やトラブルの発生状況と照らし合わせて検証すること、また、苦情・トラブルへの対応については、無い方が望ましいが組織全体として管理できる範囲内に収められているかが問われている、と述べている。

また、顧客説明の管理態勢について、法令をどう守るかというよりも、顧客とどう付き合うかに基本を置き、顧客の期待を裏切らないためにどのような態勢をとるべきかの視点で考えるべき、と説明している。そして、今後のこの分野の検査は、金商法対応から顧客の視点で社内ルールが作られ、それがうまく機能しているのかをみる本来の姿に戻ることになろうと結んでいる。

〇金融経済教育(第1回) <みずほ>が取り組む金融教育(橋村 明彦)

(金融 2008.5:全国銀行協会)

本稿は、㈱みずほフィナンシャルグループが CSR 活動の重点分野と位置づけて行っている「金融教育の支援」の取組の全体像について、コーポレート・コミュニケーション部 CSR 推進室長である筆者が説明したものである。

同グループの具体的な取組は「初等・中等教育の支援」と「高等教育の支援」の 2 本柱で構成されている。初等中等教育の支援では、東京学芸大学との共同研究により、 小中学生に対するテキスト・用語集の作成、教員向け指導案の開発、出張授業や職場 体験授業の受け入れ等を行っている。

高等教育の支援では、東大、京大をはじめとする国内大学や、北京大学など中国の 大学において寄付講義・寄付講座等を実施し、高度金融人材の育成を目指している。

筆者は「教育に近道はない」との考えのもと、人と時間をかけて地道に金融教育を 展開し、社会に貢献していきたいとまとめている。

〇組織を活性化させる"社会人基礎力"(諏訪 康雄)

(信用金庫 2008.5:全国信用金庫協会)

本稿は、法政大学大学院教授で経済産業省が設置する「社会人基礎力に関する研究会」の座長を務める筆者が、組織活性化に必要な人材とは何かを説明するものである。

"社会人基礎力"とは「組織や地域で活躍するときに当然に要求されるような基礎的な能力」としており、具体的には①指示待ち人間ではなく、進んで行動しようとする「前に踏み出す力」、②マニュアル人間ではなく、自分なりに考えて工夫する「考え抜く力」、③一匹狼とならず、他人と協力してより大きな成果を出そうとする「チームで働く力」と定義される。筆者は求められる人材について、さらにそれぞれの力を主体性、働きかけ力、実行力など合計十二の構成要素に細分化して解説している。

なお、社会人基礎力に関する研究会の詳細は、経済産業省のウェブサイト http://www.meti.go.jp/policy/kisoryoku/index.htm に掲載されている。

〇協同組織金融機関における内部体制構築と反社会的勢力排除(本村 健)

(しんくみ 2008.5:全国信用組合中央協会)

2007年6月に犯罪対策閣僚会議幹事長会申し合わせとして、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(以下「政府指針」という)が取りまとめられ、金融庁の監督指針にも政府指針を踏まえた反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備の必要性が盛り込まれている。

本稿は、弁護士である筆者が、協同組織金融機関に対する反社会的勢力からの被害を防止する見地から、政府指針の基本的事項を確認しつつ、反社会的勢力排除の理論と実践について検討したものである。

筆者は、各信用組合においても反社会的勢力排除のための基本方針や具体的施策を 内部統制システムに組み込むことが必須であり、これを行わない限り、業務の健全 性・適切性が確保されているとは評価されなくなると指摘している。そして、契約書 や取引約款等に反社会的勢力を排除する条項(=暴力団排除条項)を設ける等の具体 的な取組課題の事例を挙げている。

〇我が国の温暖化対策の現状と課題~地域共創型の面的な省エネ・省 602 対策の実践を ~ (小野田弘士)

(しんくみ 2008.5:全国信用組合中央協会)

京都議定書では、1990年を基準年として、先進国に温室効果ガス排出量に法的拘 東力のある削減目標が設定されているが、本稿では、その伸びが横ばいとなっている 産業部門に比べて、増加傾向にある民生部門での温暖化対策の必要性、および取組む べき課題が説明されている。

早稲田大学環境総合センターの准教授で(株)早稲田環境研究所の代表取締役であ る筆者は、中小企業向けのエネルギー消費量の「見える化」を支援するウェブ上での 評価ソフトの提供、飲料用自販機の稼動状況のモニタリング結果に応じた最適な省エ ネ運用管理(設置、容量の最適化)、環境に配慮した地域ぐるみの行動を支援する地 域通貨(ポイント交換制度)による環境支援事業などの具体的取組事例を挙げる。そ のうえで、筆者は、金融機関として、顧客ネットワークを利用した事業者や個人向け の CO2 排出量報告制度を構築してデータベース化すること、また、これによる削減 努力に応じた金利等の優遇措置やカーボンオフセットシステム等への展開などを提 案している。

券 証

〇格付けの信頼性と規則(田中 英隆)

(証券アナリストジャーナル 2008.3:社団法人日本証券アナリスト協会) 本稿は「グローバル化の中での金融市場の課題」と題されたサブプライム問題関連 の特集に寄せられた一稿で、サブプライム問題を格付けとの関係に限定して論じてい る。筆者はわが国における代表的な格付機関である、格付投資情報センター(R&I) の常務執行役員兼ストラクチャードファイナンス本部長である。

本稿の約3分の1は、わが国における資本市場の発達と格付けの歴史、格付けの本 質と信頼性の確保について論じている。サブプライムローンとは直接の関係はないが 要点が的確にまとめられており、わが国における格付けの全体像が理解できる。

本論であるサブプライム問題における格付けの信頼性についてはやや専門的な説 明を踏まえ、格付け手法自体には問題はないがローンの貸し手(オリジネーター)が 虚偽の申請を行って場合は信頼性に問題があることを指摘し、このような虚偽のデー タを排除するプロセスの構築が強く求められているとしている。

最後に、格付けに関する EU、米国、わが国の規制改正について触れ、格付機関の 規模、ビジネスモデル、法制度などを踏まえない一律の規制強化は市場の競争促進を 阻害する可能性があると指摘している。

〇市場と共に急成長する中国の証券業者(小林 和子)

(月間資本市場 No.273 2008.5: 財団法人資本市場研究会)

中国の株式市場は、ここ数年目覚ましい活況を続けており、2008 年 1 月の上海・深圳両取引所の売買高は合計で 5.12 兆元に達している。また、全国の証券取引口座数は 1.3 億を超え、日本の約 10 倍あるといわれている。

本稿では、急成長している中国の証券業者について、まず最初に証券業者の淵源として、第一次世界大戦後に証券業者が存在した状況から、中国革命後証券取引所が消失し、再度 1990 年に上海取引所が設立されたことを経て現在に至るまでの状況をまとめている。

続いて、証券業者の不祥事や破綻を防ぐために中国政府が規制として実施している 証券業者の等級化の状況および今後導入が予定されている「証券会社監督管理条例」 の内容について説明している。

また、証券業者の代表的な業務である「ブローカレッジ」、「投資銀行」、「投資」について、その特徴を概観した上で、最後に今後の証券業者の予想される動きを展望している。